明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三七）　一
〔告　示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務二）　二
○登録証明機関の住所の変更に関する件（総務二二八）
○登録認定機関の住所の変更に関する件（同二二九）
○戸籍が滅失した件（法務一六二）
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（外務二六九）　六
○保安林の指定をする件（農林水産七六八～七八二）
○租税特別措置法施行令第十七条第一項及び第三十九条の二十三第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する登録として指定した件の一部を改正する件（同七八三）　八
○道路に関する件（東北地方整備局六四）
○道路に関する件（関東地方整備局一五〇～一五四）　九
〔国会事項〕
〔人事異動〕
外務省　一〇
〔叙位・叙勲〕　一三
〔皇室事項〕　一三
〔官庁報告〕
法　務　一三
公証人任免（法務省）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し、大丸用水土地改良区役員の退任及び就任関係　一三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　一三〇

省令

○農林水産省令第三十七号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月二十日

農林水産大臣　野村　哲郎

肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則の一部を改正する省令

肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則（平成元年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（指定肉用子牛の規格）	
第一条　肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「法」という。）第五条第三項の農林水産省令で定める規格は、次の表の上欄に掲げる種別に属する肉用子牛であって、その体重が当該種別の区分に応じ同表の下欄に掲げる体重の範囲内のものであることとする。	
肉用子牛の種別	体　重
黒毛和種	二百三十キログラム以上三百五十キログラム以下
褐毛和種	二百四十キログラム以上三百七十キログラム以下
無角和種	二百二十キログラム以上三百三十キログラム以下
日本短角種	百八十キログラム以上三百十キログラム以下
アンガス種及びヘレフォード種	（略）
ホルスタイン種（雌を除く。）	二百四十キログラム以上三百六十キログラム以下

改正前	
（指定肉用子牛の規格）	
第一条　肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「法」という。）第五条第三項の農林水産省令で定める規格は、次の表の上欄に掲げる種別に属する肉用子牛であって、その体重が当該種別の区分に応じ同表の下欄に掲げる体重の範囲内のものであることとする。	
肉用子牛の種別	体　重
黒毛和種	二百五十キログラム以上三百二十キログラム以下
褐毛和種	二百六十キログラム以上三百三十キログラム以下
無角和種	二百キログラム以上二百七十キログラム以下
日本短角種	二百キログラム以上二百八十キログラム以下
アンガス種及びヘレフォード種	（略）
ホルスタイン種（雌を除く。）	二百五十キログラム以上三百三十キログラム以下